

明石市レッドリストガイドブック作成業務委託仕様書

1 業務の目的

明石市（以下「甲」という。）では、平成 22 年度に「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定し、希少な野生生物の保護・保全等の施策を実施することとしている。平成 29 年度にこれらの施策の基礎となる、明石において保護に配慮する必要がある希少な野生生物のリスト「明石の大切にしたい生きもの～明石市レッドリスト～」(以下「明石市レッドリスト」という。)を作成した。「明石市レッドリスト」を活用した保護・保全の啓発効果を高めるため、写真やイラストを用いたガイドブックを作成することを目的とする。

2 業務期間

契約締結の翌日から令和 4 年 3 月 10 日までとする。

3 業務内容

(1) 「明石市レッドリストガイドブック」の作成

明石市レッドリストの選定種について、解説、写真、イラストを用いたガイドブックを作成する。

(2) 打ち合わせ協議

・打ち合わせ協議を 3 回（着手時 1 回、中間時 1 回、完了時 1 回）行う。

※完了時の打ち合わせは、「明石市環境審議会自然環境部会」への報告とする。

・学識経験者への聞き取り

「明石市レッドリスト」選定・評価に携わった学識経験者へガイドブックの内容について確認

※学識経験者への謝金は、発注者が負担する。

(3) 作成方針

上記(1)、(2)を踏まえ、環境学習教材としても活用できる分かりやすい構成、内容の「明石市レッドリストガイドブック」を作成すること。

(4) 報告書の作成

・打ち合わせ協議の資料、業務上新たに収集した情報をとりまとめ、報告書を作成すること。

4 成果品

納品する成果品は、以下のとおりとする。

電子データによる提出

・編集可能なデジタルデータと P D F データを作成し、CD、DVD またはブルーレイに収めて市に提出

規格等

(1) 言語：日本語

(2) 総ページ数：表紙 2 ページを含め全 3 0 ページ相当

(3) 仕上がりサイズ：A 4 版

(4) 写真の解像度は 350dpi 以上、線画は 1, 200dpi 以上

(5) データは ADOBE InDesign で作成

5 完了検査

受託者（以下「乙」とする。）は、報告書の作成が終了した場合は速やかに報告書を提出し、完了検査を受けなければならない。

6 乙の費用負担等

- (1) 業務に必要な消耗品等は、すべて乙の負担とする。
- (2) 業務により生じた事故及び苦情等は、すべて乙の責任と負担において処理するものとする。
- (3) 業務の実施にあたり、関係官公庁への行政手続き、及びその他関係機関との調整・手続きが必要な場合は、すべて乙の責任と負担において行うものとする。

7 環境負荷の低減

甲のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減に努めるものとする。

8 従事者等

配置する予定の業務責任者が有していない以下の①から③までに掲げる資格を有する者を本業務の担当技術者として配置すること。ただし、専任性は求めない。

- ① 生物分類技能検定 2 級以上（植物部門）
- ② 生物分類技能検定 2 級以上（水圏生物部門）
- ③ 生物分類技能検定 2 級以上（動物部門）

9 その他留意事項

(1) 機密の保持

受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(2) 成果物の帰属

本業務の成果物に関する一切の権利（原版及びデータの所有権並びに著作権等）は、掲載の有無にかかわらず、全て発注者に帰属するものとし、発注者に承認を得ずに複製・公表してはならない。ただし、受注者が従来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(3) 著作権等について

受注者は第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、明石市に対して保証すること。当事業の成果が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担、又は必要な措置を講ずるものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じ、協議してこれを定めるものとする。